山口県	周南市	一パーセント級地
徳島県	徳島市　鳴門市　阿南市	一パーセント級地
香川県	高松市	四パーセント級地
	坂出市	一パーセント級地
福岡県	福岡市　春日市　福津市	八パーセント級地
	北九州市　大牟田市　久留米市　直方市　飯塚市　田川市　柳川市　八女市　大川市　行橋市　豊前市　中間市　小郡市　筑紫野市　宗像市　太宰府市　うきは市　宮若市　朝倉市　みやま市　糸島市　糟屋郡宇美町　糟屋郡新宮町　糟屋郡粕屋町　遠賀郡水巻町　朝倉郡東峰村　田川郡添田町　京都郡苅田町	四パーセント級地
長崎県	長崎市	一パーセント級地
備考　（略）		

山口県	周南市	二パーセント級地
徳島県	徳島市　鳴門市　阿南市	二パーセント級地
香川県	高松市	五パーセント級地
	坂出市	二パーセント級地
福岡県	福岡市　春日市　福津市	九パーセント級地
	太宰府市　糸島市　糟屋郡新宮町　糟屋郡粕屋町	五パーセント級地
	北九州市　筑紫野市　糟屋郡宇美町	三パーセント級地
	大牟田市　久留米市　直方市　飯塚市　田川市　柳川市　八女市　大川市　行橋市　豊前市　中間市　小郡市　宗像市　うきは市　宮若市　朝倉市　みやま市　遠賀郡水巻町　朝倉郡東峰村　田川郡添田町　京都郡苅田町	二パーセント級地
長崎県	長崎市	二パーセント級地
備考　（略）		

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年二月十三日

人事院総裁　川本　裕子